

令和3年8月18日

介護事業者の皆様へ

大阪府交通対策協議会
(大阪府警察)

介護施設における交通安全への取組について（依頼）

現在、大阪府では交通死亡事故が増加傾向にあり、本年8月6日から同月15日までの10日間、大阪府交通対策協議会会長（大阪府知事）による「交通死亡事故多発警報」が発令されるなど、極めて厳しい情勢にあります。

このような中、介護施設が運行するデイサービス利用者の搬送車両に乗車していた利用者が死傷するという交通事故も発生しています。

業務中に使用する車両については、運転者はもとより、利用者の安全を確保する観点からも、シートベルトの確実な使用や速度を控え、安全確認を徹底するなど、より安全に配慮した運行に努めていただきますようお願いいたします。

また、道路交通法により、自動車の使用者（事業者等）が一定の台数以上の車両を使用する場合は、

- 安全運転管理者を選任し公安委員会へ届け出ること
- 安全運転管理者による従業員等に対する交通安全教育を実施すること

などが義務づけられていることから、適切に対応していただきますよう重ねてお願いいたします。

交通事故を防止するためのポイント等について啓発チラシを添付しますので、介護施設職員の方はもとより、介護施設利用者の方に対する交通安全の啓発にご活用いただき、介護施設における交通安全の取組をより一層推進していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

大阪府警察本部 交通部 交通総務課

〈代表〉06-6943-1234

- 啓発チラシに関する事 ～ 安全教育第一係（内線50341）
- 安全運転管理者に関する事 ～ 安全指導第二係（内線50331）